

# 広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



# 2 月号

2021 (令和3) 年  
No. 197



冬野菜を収穫!

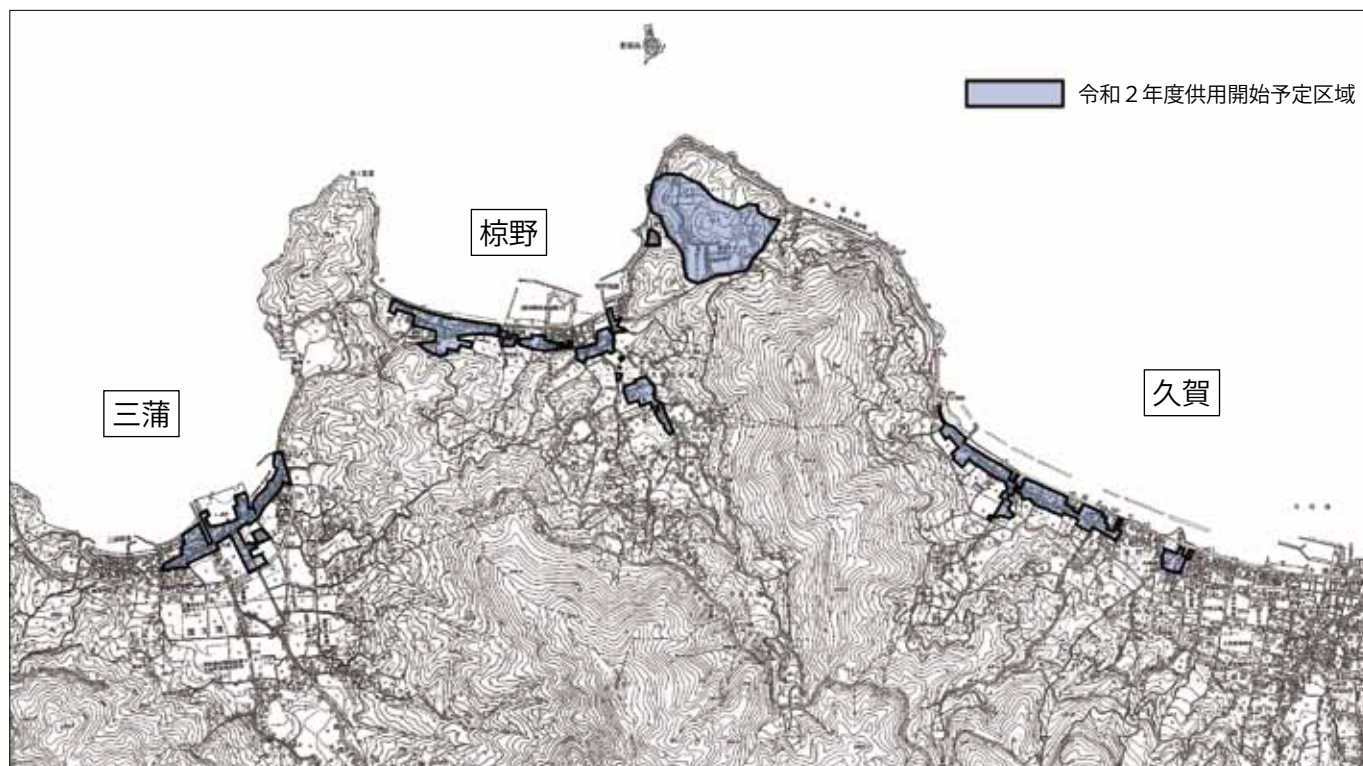


J A生き生き帰農塾 実習ほ場 (久賀)

# 公共下水道が一部供用開始されます

久賀・大島地区

久賀・大島地区公共下水道の一部区域（久賀・棕野・三蒲）が3月中に供用開始される予定です。使用できる予定区域は、図のとおりです。詳細な場所はお問い合わせください。



## ◆下水道を使用するための排水設備工事（排水接続工事）にかかる手続きの流れ

### 1. 町排水設備指定工事店へ見積依頼

指定工事店等の情報は、町ホームページ（くらしの情報→生活環境→下水道供用開始後の必要な手続き等について）に掲載していますが、不明な場合はお問い合わせください。

町内外で80業者が登録されていますが、2社以上から見積もりを徴収することをお勧めします。

### 2. 接続工事の契約締結・排水設備計画確認申請

施工方法や費用など十分な打合せを行い、指定工事店と契約してください。

指定工事店が書類を作成し、町に提出します。（申請者の押印が必要）

※供用開始日以後にご提出ください。



▲手続きのページへ

### 3. 排水設備確認書の交付

町が申請書類を確認し、申請者に確認書を交付します。

### 4. 工事着手届・工事完了届の提出

町に着手届を提出し、工事に着手します。（申請者の押印が必要）

工事完了後、町に完了届を提出します。（申請者の押印が必要）

### 5. 工事完了検査・工事検査済証の交付

申請者立ち会いのもと、排水設備の完了検査を実施します。完了検査後、町から検査済証を交付します。

### 6. 下水道使用開始届

町に使用開始届を提出し、下水道を使用することができます。

## ◆汲み取りは従来どおり行われます

「下水道が整備された地区は汲み取りに来なくなるの？」との問い合わせがありますが、そのようなことはありません。従来どおり汲み取りは行われます。

問い合わせ 下水道課 ☎ 0820 (79) 1014

## 福祉タクシー、はり・きゆう等施術費の助成申請の受付を始めます

令和3年4月以降、「福祉タクシー」、「はり・きゆう等施術費」の助成制度を利用する場合は手続きが必要で

4月以降も引き続き利用を希望する方、また、これから利用しようとする方は、利用申請書を提出してください。(現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゆう等施術料金割引証は4月以降利用できなくなります)

### 福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康の増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部(基本料金)を助成する制度です。

#### ■利用対象者

身体障害者手帳1～4級  
療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

#### ■交付枚数

・人工透析患者……年間48枚  
・身体障害者等……年間24枚  
・満80歳以上……年間12枚

#### ■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

#### ■有効期限

4月1日～令和4年3月31日

#### ■申請手続き

#### ○場所

福祉課または各総合支所・出張所

#### ○持参するもの

・身体障害者手帳  
・療育手帳  
・精神障害者保健福祉手帳  
・印鑑



### はり・きゆう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゆうの施術費の一部を助成する制度です。

#### ■利用対象者

満65歳以上の方

#### ■交付枚数

最大で年間48枚(1カ月4枚)

#### ■内容

町の指定する施術所で、はり・きゆう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

#### ■有効期限

4月1日～令和4年3月31日

#### ■申請手続き

#### ○場所

福祉課または各総合支所・出張所

#### ○持参するもの

・印鑑

※4月からの利用をご希望の方は、3月15日(月)までに申請してください。

#### ■問い合わせ

福祉課 民生福祉班  
☎0820(77)5505

## 浄化槽を設置されている皆さまへ

設置された浄化槽は、定期的に保守点検や清掃をしないと、適正な処理ができなくなり悪臭の原因となります。浄化槽設置者には浄化槽法に基づき、定期の保守点検と清掃、年1回の法定検査が義務付けられています。

### 保守点検・清掃について

保守点検とは、常に浄化槽を正常な状態に保つための定期検査のことで、浄化槽の点検、修理や消毒薬の補充を行います。また、清掃は浄化槽に溜まった汚泥等の引き抜きを行います。保守点検は山口県の登録を受けた保守点検業者に、清掃は周防大島町の許可を受けた業者に委託をしてください。

### 法定検査について

法定検査とは、登録業者による保守点検、清掃が適正に行われているか、浄化槽が十分な機能を発揮しているかを指定検査機関(一般社団法人山口県浄化槽協会)が確認する大変重要な検査で、設置者には法定検査を受ける義務があります。法定検査には、浄化槽の使用開始後3カ月から

#### ■法定検査料金

(5、7、10人槽の場合)  
・7条検査 9500円  
・11条検査 5500円  
(単独処理浄化槽は、4200円)

#### ■問い合わせ

・柳井健康福祉センター  
☎0820(22)3631  
・町下水道課 下水道班  
☎0820(79)1014  
・山口県浄化槽協会柳井支部  
☎0820(22)4665

# 家畜飼養者の皆さまへ

～全ての反芻獣・豚・馬・家禽は

1頭、1羽からの報告が義務化されています

近年の全国各地での豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため、家畜や家禽の所有者は、毎年1回、飼養している頭羽数および飼養衛生管理の状況について報告が必要となっています。

対象となる家畜および家禽の所有者は報告をお願いします。

## ■対象家畜

牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし

## ■対象家禽

鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも



なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。

## ○小規模飼養者とは

- ・牛、水牛、馬：1頭
- ・鹿、羊、山羊、豚、いのしし：5頭以下
- ・鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも：99羽以下
- ・だちょう：9羽以下

## ■報告期限 3月8日(月)

## ■提出先

農林課または各総合支所・出張所

※報告様式については、農林課にお問い合わせください。  
(農林水産省のホームページ「飼養衛生管理基準について」定期報告書の様式(令和3年)からダウンロードできます)

## ■問い合わせ

- ・町農林課 農林振興班
- ☎ 0820 (79) 1002
- ・東部家畜保健衛生所
- ☎ 0820 (22) 2416

## お済みになりましたか？

# 軽自動車などの廃車や名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は令和3年度の軽自動車税は課税されません。軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄されたりした方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車などについての各種手続きは、販売店または所定の窓口へお願いします。

なお、各種町税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

種別	窓口
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車	町役場 各総合支所・出張所
軽自動車 2輪 (125cc 超～250cc 以下)	全国軽自動車協会連合会山口事務所 ☎ 083 (922) 8877
2輪の小型自動車 (250cc 超)	山口運輸支局 ☎ 050 (5540) 2073
3輪・4輪 軽自動車	軽自動車検査協会山口事務所 (コールセンター) ☎ 050 (3816) 3085



## ◎軽自動車税減免申請の手続きについて

令和2年度に減免該当された方は「更新」対象者として、3月中旬に減免継続のための確認用通知書を送付しますので、内容を確認のうえ、期限までに手続きをしてください。

問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎ 0820 (74) 1008

# 特定公共賃貸住宅 および 町営住宅等の入居者募集

## 1. 特定公共賃貸住宅

### ■各住宅の募集戸数

地区	住宅	戸数
東和	折井住宅	1戸
	伊保田東住宅	1戸
	沖家室住宅	1戸
橘	おれんじヒルズ	7戸

### ■入居資格

- ・入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以上48万7千円以下
- ・自ら居住するための住宅を必要としている人（特定公共賃貸住宅入居者および持ち家のある方は、入居

申し込みはできません）

- ・原則成人している方
  - ・地方税完納者
  - ・公営住宅家賃完納者
  - ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- ※単身入居可
- ※連帯保証人が1人必要になります。（町営住宅入居者不可）  
保証人の極度額は入居時の家賃の6カ月分となります。  
高齢者等の方で、保証人の確保が困難な場合は免除できる場合がありますので、お問い合わせください。
- ※敷金（基本家賃の3カ月分）の納付が必要になります。
- ※犬・猫等のペットを飼うことは禁止されています。

## 2. 町営住宅等

### ■各住宅の募集戸数

地区	住宅	戸数
久賀	新開団地住宅	1戸
	新開団地住宅（高齢者専用）	1戸
	八幡住宅	5戸
	八幡住宅（高齢者専用）	2戸
	西ヶ原住宅	6戸
	向津原上住宅	4戸
	向津原下住宅	9戸
大島	蔵本住宅	5戸
	五反田住宅	4戸
	第二中塚住宅	3戸
	小方住宅	2戸
	小田住宅	3戸

地区	住宅	戸数
東和	伊保田住宅	2戸
	西方住宅	3戸
	平野住宅	1戸
	船越住宅	1戸
	外入住宅	1戸
橘	おれんじヒルズ	2戸
	日良居住宅	1戸
	和戸住宅	1戸
	西浦一般住宅（単身者用）	1戸
	古城一般住宅（単身者用）	1戸
	栄住宅	15戸
栄一般住宅（単身者用）	1戸	

### ■入居資格

- ・入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以下（ただし、高齢者・障害者等の世帯は21万4千円以下）
- ・同居しようとする親族がある人（単身者用の住宅に単身入居する場合を除く）
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな人（町営住宅入居者、持ち家のある方は、入居申し込みはできません）
- ・原則成人している方
- ・地方税完納者
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※単身入居可の住宅は広さに制限があります。

- ※障害者の方は単身でも申し込みできます。ただし、日常生活（歩行、自炊および食事、着脱衣、入浴、排泄等）に支障がある方は、入居申し込みはできません。
- ※連帯保証人が1人必要になります。（町営住宅入居者不可）  
保証人の極度額は入居時の家賃の6カ月分となります。  
高齢者等の方で、保証人の確保が困難な場合は免除できる場合がありますので、お問い合わせください。
- ※敷金（家賃の3カ月分）の納付が必要になります。
- ※犬・猫等のペットを飼うことは禁止されています。

## 3. 申込期間・選考方法等について（特定公共賃貸住宅・町営住宅等に共通）

■申込期間 2月15日(月)～26日(金)

■選考方法 応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。なお、申込締切日までに応募のない住宅については、申込締切後6週間に限り先着順で申し込みの受付を行います。

■家賃 入居者全員の所得に応じて算出します。

■入居 入居可能日以降（※請書等必要書類が揃い次第順次入居可能日を決定します）

※申込方法などの詳しいことはお問い合わせください。  
応募要項および申込書等は生活衛生課、各総合支所・出張所にてお渡しします。また、町ホームページからもダウンロードできます。（特定公共賃貸住宅と町営住宅等では、申し込みの際に提出する書類が異なりますのでご注意ください）

■問い合わせ 生活衛生課 公営住宅班

☎0820(79)1010



# 心に『春』を呼び込もう

立春を迎え、暦の上では春を迎えました。春といえば、うららかな日差しや鳥のさえずり、梅や桜の花といった温かなイメージとともに、卒業や進学、新生活といった夢や希望、躍動を感じる時期でもあります。しかし、長引くコロナ禍、慣れない生活様式や誰もが初めて経験する未知の暮らしの中で、不安や恐怖を強く感じている人も多いのではないのでしょうか。

見通しがつかないことへの不安や恐怖は、自分の身を守るための本能的な心の働きです。しかし、とらわれ過ぎたり、過度に感じたりしてしまふと、孤立感や無力感、体調不良等を招き、心身の健康を害してしまうことがあります。また、ストレスから怒りを感じやすくなり、人を責め

たり、攻撃的な言動になったりすることも。医療の最前線で活躍する医療従事者やその家族が、一部で偏見を受けている等もその一つです。

このように、マイナスイメージを抱きやすいからこそ、温かな春の風を心に吹き込み、笑顔の時間を増やしていきたいですね。

## 関心の矛先で幸せアップ

人は、比較的欠点や暗い話題に目がいきがちです。皆さんも、日々の生活の中にある「うれしい」「楽しい」「気持ちいい」といった小さな幸せを見逃していませんか？

幸せを感じる「幸福度」を決める要因は、欲しい物を買ったり、地位や名声、大金を手に入れたりといった外的要因はわずか10%で、生まれ持った幸せを感じやすい性格（遺伝）が50%。残りの40%は、自分の関心の持ち方だそうです。

すなわち、いかに明るい話題に目を向けて意識するか（感

謝するか）によって、幸せは増やせるということです。同じ雨降りでも、濡れることをおっくうに感じるか農作物への恵みと感じるかによって気持ちも行動も変わりますよね。

ちなみに、「当たり前」の反対語は「有難い」です。字の如く、当たり前と思っている事を意識してみると、有ること自体が難しいことに気づけるのではないのでしょうか。早速、皆さんの周りにある明るい話題を探してみませんか？

●ちよび塩クイズ

1日の食塩摂取量の目標値は男性7.5g、女性6.5gですが、ズバリ！本町の1日の食塩摂取量の平均は何gでしょう？

(答えは9ページに掲載)

■問い合わせ  
健康増進課 健康づくり班  
☎0820(73)5504

## 新型コロナウイルス対策として『農業経営支援』を実施しています

令和2年1月1日から同年8月31日の間に、町内に住所を有し、野菜・果樹・主食用米の出荷実績のある農家世帯に対し、1世帯につき20,000円を支援します。(品種・出荷量は問いません)  
なお、すでに「周防大島町花き生産業経営支援金」および「周防大島町畜産業経営支援金」の給付を受けた世帯は申請できません。※3月10日(水)までが申請期限となりますのでご注意ください。

	手続きの方法 (次のいずれか)	問い合わせ先
1	J A周防大島統括本部を通じて出荷実績のある方 10月下旬から順次、J A周防大島統括本部より、申請書等必要書類をご自宅に送付しています。(※上記期間内に出荷実績がありながら、申請書類等が届いていない方は、右記までお問い合わせください)	J A周防大島統括本部 指導販売課 ☎0820(72)0970
2	J A周防大島統括本部を通さず、個人で出荷をされた方 役場農林課までお問い合わせください。なお、申請には出荷したことを証明できる、出荷伝票や納品書等が必要となります。	農林課 農林振興班 ☎0820(79)1002

## 中高一貫教育だより ⑤

〇周防大島高等学校  
0820(77)1048

### 学びの定着診断

1月7日、連携4中学校の三年生を対象に学びの定着診断を周防大島高校にて行いました。

学びの定着診断は、中学生の継続的な学習努力を促し学習意欲を高めることや、中高一貫教育の学習成果を確認することを目的として行われています。

普段とは異なる会場で、他校の生徒と試験を受けることで、学校で行われている定期考査とは違った緊張感の中で学力診断テストを受けることができました。中学三年生にとっては、高校入試に向けて学習の到達度を確認する良い機会となりました。



学びの定着診断の様子

### 「届けよう、服のチカラ」プロジェクト」活動報告

世界の難民問題に対して自分達ができる国際貢献活動として、周防大島高校では7年前から「届けよう、服のチカラ」プロジェクト」に取り組んでいます。

11月24日、回収した子ども服を一年生全員で計数し発送しました。コロナ禍にある今年度は大きな制約がありました。その結果、生徒はポスターを制作したり、難民へのメッセージを送ったりして、活動への理解を深めました。その結果、保護者や地域の方、その他多くの方々のご協力をいただき、昨年度を上回る枚数の子ども服を集めることができました。

皆さまからお寄せいただいた服は、ユニクロと国連の機関を通じて世界の難民の子ども達に届けられます。ご協力ありがとうございました。



活動の様子

## 笑顔でイベント行事ができる日を願って



周防大島観光協会では一年を通じて数多くのイベント行事に携わっています。

1月は「周防大島町長杯高校サッカー大会」と「周防大島まるかじり紅白餅合戦」、2月は「サザンセット大島ロードレース大会」、3月は「サザンセット大島少年サッカー大会」。

新年度を迎えた4月にはサイクリング試走会「シマクル」と「お大師堂めぐり歩け歩け大会」、5月のゴールデンウィークには島に輝け★星野哲郎えん歌の里「ふるさとオーディション」が開幕。

瀬戸内のハワイが夏を迎える6月は「アロハキャンペーン」、7月はフラダンスの祭典「サタフラ」ことサタデーフラが開幕。8月は「くか夢夏まつり」に「周防大島花火大会」。

10月はサザンセット広域1市4町主催の「サザンセットロングライド in やまぐち」、年の瀬の12月は「みかん感謝祭」。

昨年はこれらすべてのイベント行事が新型コロナウイルスの影響で中止となりました。

今年こそはイベント行事が笑顔で開催できる日が来ることを心より願っています。

コロナに負けるな周防大島！



■問い合わせ 周防大島観光協会

0820(72)2134

# 周防大島町の話題



▲故障したパソコンをチェックするエジソンクラブの伊川昭男さん<sup>㊟</sup>と吉元俊美さん<sup>㊟</sup>

## 困っている人の助けに

子どもたちにもものづくりの大切さを伝えたい、技術者のたまごを育てたいという思いから発足した、ボランティア活動グループ「エジソンクラブ」は、大島夢さくひろばで、モノ作り教室やおもちゃの修理などの活動を行っています。

このたび、新たな試みとして、パソコンの操作や困りごとなどのお手伝いを始めたとのことです。エジソンクラブの伊川さんと吉元さんは、「困っている人の助けになれば」「ボランティア精神で、喜んでもらえるような活動ができれば」と話しました。

㊟エジソンクラブ ☎080 (1949) 1452 (伊川)

## 文化財を後世につなぐ

1月26日、国指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」が安置されている、日見の西長寺で消防訓練が実施されました。

これは、文化財を火災、震災その他災害から守るとともに、文化財愛護に関する意識の高揚を図るために定められた「文化財防火デー」の一環として行われたものです。

訓練には、西長寺関係者、消防署員、消防団員が参加し、出火通報、初期消火訓練、文化財資料の搬出および消火ホースを中継しての放水訓練が実施されました。



▲柳井消防署員および消防団員による放水訓練の様子

## 人権教育推進大会について

令和2年度周防大島町人権教育推進大会は、山口県立大学看護栄養学部看護学科 家人裕子先生に「感染症と人権問題〜過去の事例と新型コロナウイルス感染症について学ぶ〜」と題して、橘総合センターで講演をいただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、一堂に会しての開催を取りやめました。

なお、講演内容を記録したDVDの貸し出しを行っていますので、ご希望の方はご連絡ください。

なお、大会で表彰予定であった、人権啓発作品（標語）の最優秀4点は次のとおりです。

『たくさんの人に感謝を忘れずに』

岡本恋文さん（森野小学校5年）

『考えよう相手の気持ちまず先に』

辻 心夢さん（安下庄小学校6年）

『認め合うその心を大切に』

光田結菜さん（大島中学校2年）

『手を繋ごう分け隔てなく心から』

宇根碧唯さん（周防大島高校2年）

### ■問い合わせ 社会教育課

☎0820 (78) 2205



## 特設人権相談所

日時 3月5日(金) 午前9時30分～正午  
場所 東和総合センター

相談内容 差別、いじめ、嫌がらせ等人権に関する問題

相談員 人権擁護委員

※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。

## 人権擁護委員の就任・退任

令和3年1月1日付けで法務大臣から舩重いずみさん(森・新任)、迎智可志さん(小泊・新任)が人権擁護委員に委嘱されました。

前任の西村利雄さん(船越・平成26年10月1日就任)は任期満了(令和2年12月31日付け)にてご退任され、永年の功績により山口地方法務局長の感謝状が贈呈されました。

また、鍵本一和さん(和田・平成23年10月1日就任)は任期満了(令和2年12月31日付け)にてご退任され、永年の功績により法務大臣の感謝状が贈呈されました。

☎福祉課 ☎0820(77)5505

## こんにちは！食推です

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんどの行事が中止になり、食推の活動も中止せざるを得ない状況となりました。未知のウイルスに対して何もできない日々が続く中、食推も予防対策を十分にとった上でできることはないかと、9月に地区サロンで久しぶりに集まれた方に食推で作ったお弁当を脳トレドリルとともにお渡ししました。マスクをして距離をとりながらお話はあまりできませんが、皆さんの笑顔を見ることができ、こちらも気持ちが明るくなりました。感染症への恐怖や不安で気持ちが暗くなりますが、毎日の食事をバランスよくしっかり食べて免疫力をつけて乗り越えましょう。

以前のように調理実習をしたり、大勢で食事を囲めるようになったりするのを楽しみに、今はレシピの配布などできる活動に取り組んでいます。



▲食推で作ったお弁当を脳トレドリルとともにサロン利用者に配付

周防大島町食生活改善推進協議会 東和支部

- SNSを通じて事前告知を行う
  - 商品の魅力を詳細かつ直観的にプレゼンテーションのできるように漁獲現場の写真や料理のアレンジレシピを「パネル」化
  - 遠くからの視認性を高める「被り物」を製作
  - 商品の魅力を詳細かつ直観的にプレゼンテーションのできるように漁獲現場の写真や料理のアレンジレシピを「パネル」化
- こんにちは、地域おこし協力隊水産振興担当の東です。昨年12月、「ひろしま夢ぷらざ」で開催された、周防大島町物産展に参加させていただきました。
- ウイルス感染防止対策として、従来の物産展最大の魅力である「試食」をしていただくことができず、また、買い物時間も極力短く…など、まさに今後の商品販売形態の課題への挑戦でもありました。
- 試食なしでお客様の「記憶」「印象」にどう訴求するのかということテーマに

地域おこし協力隊員 東 純一の

# しましまタイムズ

SHIMASHIMA TIMES

25

水産課

☎0820(79)1004



▶周防大島物産展に出展したブース

などの準備を半月ほどかけて徹底し、結果として売上高以上に価値ある検証ができました。

例年、商品Aと商品Bを並べると必ずAの販売数が勝っていたものが、料理のレシピ紹介パネルの前に並べるとBの販売数が大差をつけて逆転するなど、「情報」という付加価値で購買傾向を変えられる例を実績としてつくることができました。

これは「お取り寄せ」インターネット販売などで非常に重要となる手法です。

人の物理的な往来が制限される社会で地域経済活性化を考えるには、当然のことながら戦略的な「情報発信」が不可欠であることを実感します。

【P6 ちょび塩クイズ答え：13.1g】

令和2年度の尿検査にご協力頂いた353人の結果です。皆さん、この数字をどう見ますか？

相談

司法書士による高齢者のための無料電話相談

■日時

2月27日(土)

午前10時～午後4時

■相談用電話番号(当日のみ)

☎0120(003)821

■内容

成年後見、空き家問題、遺言の方法、借金の問題、相続手続き等に関する相談

■問い合わせ

山口県司法書士会事務局

☎083(924)5220

司法書士による島しょ部一斉法律相談会(無料)

■日時

3月7日(日)

午前10時～午後4時

※予約不要(予約者優先)

※相談時間は1組1時間

■場所 久賀公民館

■相談事項

相続、遺言のこと／お年寄りの財産管理(成年後見)／空き家のこと／悪質な訪問販売、買取(悪質商法被害)／夫婦、親子関係／交通事故

不動産、会社の登記／借金のお悩み／その他司法書士が相談を受けることができる法律問題全般

■予約・問い合わせ

日本司法書士会連合会 中国

ブロック会事務局

☎082(221)5345

お知らせ

献血を実施します

皆さまのご協力をお願いします。

■2月25日(木)

・しまとびあスカイセンター

午前9時30分～11時30分

・農業者健康管理センター

午後1時30分～4時

■3月18日(木)

・東和総合センター

午前9時30分～10時45分

・日良居庁舎

午後0時30分～1時45分

・たちばなケアプラザ

午後2時45分～4時

※400ml限定となります。

■問い合わせ

健康増進課 健康づくり班

☎0820(73)5504

中学生医療費助成制度

町では、子育て支援の一環として医療費の助成制度の対象者を中学校3年生まで拡充しています。中学校に入学される方は、ちびっ子医療費助成制度から中学生医療費助成制度に変更するため、申請が必要になります。

※8月1日以降の受給者証については、再度更新手続きが必要になります。

■申請が必要な方

今年中学校に入学される方

■受給者証有効期間

4月1日～7月31日まで

対象になると思われる方は、福祉課または最寄りの総合支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに、ちびっ子医療費助成制度を受給されている方には申請書類を送付していませんので、手続きが済みでない方は今月中に手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

事業所で加入しませんか「ハートピア共済」

県内の中小企業で働く従業員の皆さまのための共済制度です。交通事故・労働災害・病気やけがによる死亡、障害、入院の給付金、住宅災害給付金や結婚、出産、銀婚、小中高校入学などのお祝い金があります。

■特典

・事業所が従業員のために共済掛金を負担された場合は、損金または必要経費として算入できます。

・全国宿泊施設利用料助成

・人間ドック・脳ドック受診料助成、国家資格試験等受験料助成や協定している施設の利用割引もあります。

■加入条件

・県内の中小企業の勤労者で、契約発効日の前日に健康な方

・年齢は、満15歳～満71歳未満(子供は0歳～満25歳未満)

・1人1カ月の掛金は、1型450円～4型2000円、高齢者型450円、ファミリー型500円

■問い合わせ

周防大島町勤労福祉共済会(商工観光課内)

☎0820(79)1003

山口県自殺対策フォーラム2021

■日時

3月6日(土)

午後1時30分～3時30分(受付 午後1時～)

※入場無料

■場所

山口県立山口図書館(山口市後河原150-1)

■内容

・講演「メンタルヘルスと自殺予防」ポジティブ思考とネガティブ思考のさじ加減

～

・講師 松原敏郎氏(山口大学医学部附属病院 精神科 経科准教授)

■定員

100人(先着順、要事前申込)

■申し込み方法

2月26日(金)までに、山口県精神保健福祉センターホームページの申し込み専用フォームまたは掲載しているチラシ裏面の申込書をファックスしてください。

■問い合わせ

山口県精神保健福祉センター

☎083(902)2672

犬を飼われる方へ

■犬を飼い始めた方

生後91日以上の犬を飼い始めた方は、町へ登録をしてくださいます。(登録には手数料3000円が必要です)  
※迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。

■登録内容に変更があるとき

①犬が死んだ場合

町へ死亡届を提出してください。

②町内に犬が転入した場合

前の自治体で交付された「犬の鑑札」や「狂犬病予防注射済票」、「狂犬病予防注射の案内はがき」を持参して、町で手続きをしてください。

③町外へ犬が転出した場合

転出先自治体の犬を担当する課に「犬の鑑札」などを提出して手続きをしてください。

④飼い主が変わった場合や住所変更した場合など

町で変更の手続きをしてください。

■狂犬病予防注射について

生後91日以上の犬は、毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。4月の集合注射時または、お近くの動物病院で接種し、町へ届け出てください。(狂犬病予防注射済票の交付に手数料550円が必要です)  
※集合注射のご案内は広報3月号に掲載する予定です。

の動物病院で接種し、町へ届け出てください。(狂犬病予防注射済票の交付に手数料550円が必要です)  
※集合注射のご案内は広報3月号に掲載する予定です。

■問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班  
☎0820(79) 1010

暮らしとこころの相談会

■日時

3月6日(土)

午前10時～午後4時

※相談料無料、要電話予約

■場所

山口県立山口図書館

(山口市後河原150-1)

■内容

弁護士による相談(多重債務、労働、DV等の日常生活上の法的問題に関すること) こところの健康相談(こところの病気や心身の不調等の健康に関すること)

■予約・問い合わせ

【弁護士による相談】

山口県弁護士会 宇部地区会

☎0836(21) 7818

【こところの健康相談】

山口県精神保健福祉センター

☎083(902) 2672

催し

火災予防優秀作品展

令和2年に募集した火災予防作品のうち金賞作品30点を展示します。

■期間

2月22日(月)～28日(日)

■場所 大島文化センター

■問い合わせ

柳井地区広域消防組合  
☎0820(23) 7774

うずしおフェスタ

【大島地区生涯学習作品展】

■開催期間

3月3日(水) 午後1時～10日(水) 午後5時

■場所 大島文化センター

■内容

生涯学習グループの作品および大島地区保育園児の作品を展示します。なお、シニア大島作品展も同時開催します。

※音楽祭、抹茶席、図書館まつりについては中止とし、ブックリサイクルのみ行います。

■問い合わせ

大島文化センター

☎0820(74) 3800

写真展

「瀬戸内海のこどものくらし」浜本栄写真より昭和40年代の周防大島を中心に

遊んだりお手伝いをしたりするこどもたちの写真で昭和30～40年代のくらしの様子を紹介いたします。

■開催期間

3月28日(日)まで(入場無料)

■場所 八幡生涯学習のむら

■問い合わせ

八幡生涯学習のむら  
☎0820(72) 2601

島のくらしをおすすめわけ「春コース」を中止します

毎年、3月～5月にかけて開催していましたが、「島のくらしをおすすめわけ」春コースを、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止させていただきます。ご理解のほどよろしくお問い合わせ

■問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林課内)

☎0820(79) 1002

柳井警察署だより

うそ電話詐欺にご用心

詐欺犯人は言葉巧みに嘘をつきます。自分はだまされないと思っていませんか。うそ電話詐欺の手口は、日々悪質巧妙化しており、注意していてもだまされてしまうことがあります。詐欺の電話を受け付けない対策を講じることで、自分や家族の大切な財産を守りましょう。

【被害に遭わないためのポイント】

- 防犯機能付電話機の設置や在宅中も留守番電話機能を活用!
- 電話でお金のお話が出れば、一度電話を切って、すぐに警察官や家族、知人に相談!
- 電話機の近くに警察署の電話番号や家族との決まり事を貼っておく!

☎周防大島幹部交番 ☎0820(72) 0110  
柳井警察署 ☎0820(23) 0110

★催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります

## ご存じですか？ 「部落差別の解消の推進に関する法律」



部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）が施行され4年が経過しました。

部落差別解消推進法は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、差別のない社会の実現を目指す法律です。一人一人が違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会を築きましょう。

### 部落差別の解消の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 衆議院法務委員会における附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

### 参議院法務委員会における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

未内定の新卒者・既卒者の皆さまへ

就職活動を継続されている今春卒業の新卒者・既卒者の皆さん、ハローワークは、最後まで皆さんを応援し続けます！

就職活動の進め方について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ ハローワーク柳井 学卒担当  
☎0820(22)2661

3月1日～7日は

春季全国火災予防運動の実施期間です

その火事を 防ぐあなたに 金メダル  
(全国統一防火標語)

【火の用心7つのポイント】

- ① 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- ② 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- ③ 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- ④ 風の強いときは、たき火をしない。
- ⑤ 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- ⑥ 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ⑦ ストープには、燃えやすいものを近づけない。

■問い合わせ 柳井地区広域消防組合  
☎0820(23)7774

【退職者】  
町職員の異動（1月31日付）

介護保険課  
片山昌洋

3月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
心の健康相談	16日(火)	13:00～14:00
思春期・ストイ相談	26日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。

■問い合わせ 柳井健康福祉センター  
☎0820(22)3631

お元  
気  
ですか？

介護は  
保健師です

今、認知症予防に

取り組みましょう

新型コロナウイルス感染症が長期化し、自宅で過ごす時間が増えているのではないのでしょうか。自宅で過ごす時間が長くなることで、運動不足や交流機会の減少などによる認知症への影響が危惧されています。認知症は予防に取り組むことで発症を遅らせたり、進行を穏やかにしたりすることができます。

認知症を予防するために、次のポイントを実践してみませんか。

認知症予防のポイント

●規則正しい生活リズム

自宅ですぐず時間が増えると、日常生活が単調になったり不規則になったりします。朝日を浴び、3度の食事を摂る習慣を付けることで体内時計をリセットし、生活リズムを整えましょう。

周防大島町保健師 弥益 奈々

■問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター  
☎0820(73)5506

●定期受診し、持病をコントロールする

「コロナが怖い」と受診を控えすぎると、持病が悪化してしまう恐れがあります。高血圧や糖尿病などの持病が悪化すると認知症の危険も高まりますので、必要な治療はきちんと受けましょう。

●身体を動かす

寝たまま、座ったままの時間をなるべく減らすことが大切です。散歩や畑仕事、ラジオ体操など自分に合った方法で積極的に身体を動かしましょう。

●人との交流機会を持つ

会話をすることは脳への良い刺激になります。家族や友人と電話やメールで日ごろのちよつとした出来事など話をしてみましょう。

●脳を鍛える

日記をつける、食事の献立を考える、本や新聞などを読むことなどは脳に良い刺激を与えてくれます。お家時間を活用し、何か新しいことに挑戦するのも良いかもしれません。

自分らしい暮らしが送れるよう、今、認知症予防に取り組みましょう。

2月(21日~28日)

21 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 くしまかぜ在宅支援診療所 ☎78-2533 ちょび塩の日PR活動 10:00~12:00 (西方弘法市(神宮寺弘法堂))
22 (月)	
23 (火)	休日在宅当番医 9:00~17:00 山中クリニック ☎72-0152
24 (水)	
25 (木)	育児相談 10:00~11:30 (しまとびあスカイセンター)
26 (金)	
27 (土)	
28 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 橘医院 ☎77-1000

5 (金)	こころの相談会(要予約) 10:00~12:00 (申込先 健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504)
6 (土)	
7 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 おげんきクリニック ☎74-2490
8 (月)	ちょび塩の日PR活動 11:00~13:00 (セブンイレブン周防大島久賀店)
9 (火)	
10 (水)	1歳6カ月児健康診査(日良居庁舎)
11 (木)	
12 (金)	育児相談 10:00~11:30(日良居庁舎)
13 (土)	
14 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 川口医院 ☎78-0306
15 (月)	
16 (火)	育児相談 10:00~11:30 (久賀福祉センター)
17 (水)	
18 (木)	
19 (金)	
20 (土)	休日在宅当番医 9:00~17:00 橘医院 ☎77-1000

3月(1日~20日)

1 (月)	
2 (火)	
3 (水)	
4 (木)	認知症相談日 9:00~16:00(日良居庁舎) 圃地域包括支援センター ☎73-5506

16 (火)	育児相談 10:00~11:30 (久賀福祉センター)
17 (水)	
18 (木)	
19 (金)	
20 (土)	休日在宅当番医 9:00~17:00 橘医院 ☎77-1000

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直医が対応しています。

◆大島病院 ☎74-2580 ◆東和病院 ☎78-0310

※催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります。

今月の納期

【第4期分】 固定資産税  
【第8期分】(普通徴収)  
国民健康保険税、介護保険料、  
後期高齢者医療保険料  
納期限 3月1日(月)

周防大島町  
交通事故発生状況  
(令和2年12月末現在)

人身交通事故(前年比)			物損事故(前年比)
件数	死者	傷者	件数
19(-8)	0(±0)	31(-8)	302(-23)

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

### 人の動き（2月1日現在）※増減は対前月比

人 口	15,198人	(44人減)
男（日本人）	6,990人	〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 1人 転入 20人小計21人
女（日本人）	8,101人	減：死亡 46人 転出 20人小計66人
外国人	107人	(1人増)
世帯数	8,767戸	(23戸減)

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

## 企画展示 「宮本常一の読書」を開催しています

本町出身の宮本常一は日本全国の農山漁村を旅し、膨大な生活文化の記録を執筆しています。そして、宮本の旅を支えたのが読書でした。宮本は旅先で何を見て、何を感じるかと、本に向かい合いながら考えを深めていっています。

今回の企画展示では、宮本常一の知のバックグラウンドとなった読書について、本館が所蔵する宮本旧蔵の書籍を展示して紹介しています。

■期間 3月23日(火)まで (水曜日休館)

■会場 宮本常一記念館 展示室

■入場料 大人 300円、小人 150円、  
町内中学生以下無料

■問い合わせ 宮本常一記念館 ☎0820 (78) 2514



書架で本を手にする宮本常一 (1907-81)